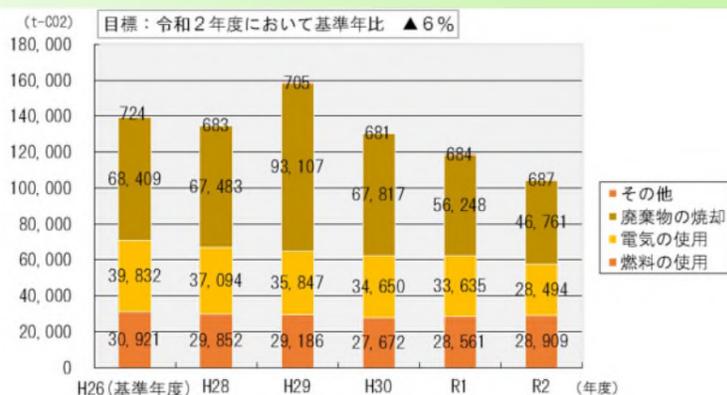


岡崎市地球温暖化対策計画〔事務事業編〕（改定計画） 概要版

1 計画の基本的事項

背景	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画 ○2030年度の温室効果ガス削減目標を「政府実行計画」及び「岡崎市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」の改定を踏まえ、本計画を改定します。
目的	○岡崎市役所は市域で多量の温室効果ガスを排出する事業者であり、自ら積極的に温室効果ガスの削減を図るとともに、市民、事業者に先んじて取組を率先垂範し、脱炭素社会の実現に貢献します。
対象範囲	○岡崎市役所が行うすべての事務事業 ※外部への委託等による事務及び事業は対象外とします。

2 温室効果ガス排出量の状況等(第4期の評価)



○廃棄物の焼却を除く市施設からの温室効果ガス排出量推移
2014年度（平成26年度）の廃棄物の焼却を除く市施設からの温室効果ガス排出量 71,477t-CO₂ に対して、2020年度（令和2年度）は 58,090t-CO₂ で、18.7%の削減

○廃棄物の焼却からの温室効果ガス排出量推移
2014年度（平成26年度）の廃棄物の焼却からの温室効果ガス排出量 68,409t-CO₂ に対して、2020年度（令和2年度）は 46,761t-CO₂ で、31.6%の削減

⇒第4期の目標年度である2020年度（令和2年度）において基準年度2014年度（平成26年度）に対して6%の温室効果ガス排出量の削減という目標を達成

3 計画の期間及び目標

計画期間	5年間【2021(令和3)年度～2025(令和7)年度】
基準年度	2013(平成25)年度
計画目標	2025(令和7)年度の温室効果ガス排出量（2013年度比）
	岡崎市事務事業（廃棄物の焼却を除く） 33%削減
	（廃棄物の焼却） 10%削減
	合計 23%削減

岡崎市事務事業編は、2001年度（平成13年度）から5か年計画で進めており、2021年度（令和3年度）から計画が開始した改正前の第5期は2014年度（平成26年度）を基準年度としていました。今回の改正においては、2013年度（平成25年度）を基準年度と定め、岡崎市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕の中期目標2030年度（令和12年度）を参考年度とし、2025年度（令和7年度）を目標年度とします。

4 岡崎市の削減目標

項目	基準年度 (2013年度)	目標年度 (2025年度)	参考年度 (2030年度)	
温室効果ガスの排出量（廃棄物除く）	68,054 t-CO ₂	45,753 t-CO ₂	37,987 t-CO ₂	
削減率	—	33%	44%	
内訳	コークス以外	50,208 t-CO ₂	31,476 t-CO ₂	24,602 t-CO ₂
	削減率	—	37%	51%
	コークス	17,846 t-CO ₂	14,277 t-CO ₂	13,385 t-CO ₂
	削減率	—	20%	25%
温室効果ガスの排出量（廃棄物）	47,784 t-CO ₂	43,006 t-CO ₂	40,616 t-CO ₂	
削減率	—	10%	15%	
温室効果ガスの排出量（合計）	115,838 t-CO ₂	89,918 t-CO ₂	78,603 t-CO ₂	
削減率	—	23%	32%	

岡崎市事務事業編における温室効果ガスの総排出量の削減目標は2025年度（令和7年度）に23%減とします。

その内訳として、廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量は、2025年度（令和7年度）に33%減を目標とし、廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量は2025年度（令和7年度）に10%減を目標とします。

特に、廃棄物の焼却及びその焼却に必要なコークスによる影響を除いた温室効果ガス排出量は、2030年度（令和12年度）に51%削減を目指します。

5 目標達成のための主な取組

重点目標と取組内容		
① 太陽光発電の最大限の導入	2030年度（令和12年度）には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。	② 新築建築物のZEB化 今後予定する新築事業については、国土交通省が定めた「官庁施設的环境保全性基準（令和4年改定）」に準じて、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度（令和12年度）までに新築建築物の平均でZEB Ready相当になることを目指します。
③ 電動車の導入	本市の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・既存の車の更新については電動車とし、2030年度（令和12年度）までに電動車の導入率を30%以上とすることを目指します。	④ 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進 市の事務事業から排出される廃棄物の発生抑制、再使用に努めます。やむを得ず廃棄する場合は、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図り、資源の有効活用を促進するとともに、廃棄物として処分される量の削減を図ります。
⑤ 職員に対する脱炭素意識の向上	GX（グリーントランスフォーメーション）を推進するとともに、職員へのワークライフバランスの確保、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促します。	⑥ 地球温暖化対策実行計画の施策に準じた行動の推進 市の事務事業は、地球温暖化対策計画で国が定めた内容に準じて実施します。

6 計画の推進体制・進行管理

1 推進体制 ○市長が本部長を務める「岡崎市地球温暖化対策推進本部」のもと、温室効果ガス排出削減の取組を全庁的に推進します。	2 実施状況の点検・評価・公表 ○各所属を通じて毎年度の電気使用量等を調査 ○削減取組の実施状況を点検・評価 ○岡崎市ホームページ等で市民等に広く公表
3 計画の見直し ○国の「地球温暖化対策計画」及び「岡崎市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」の改定等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。	